

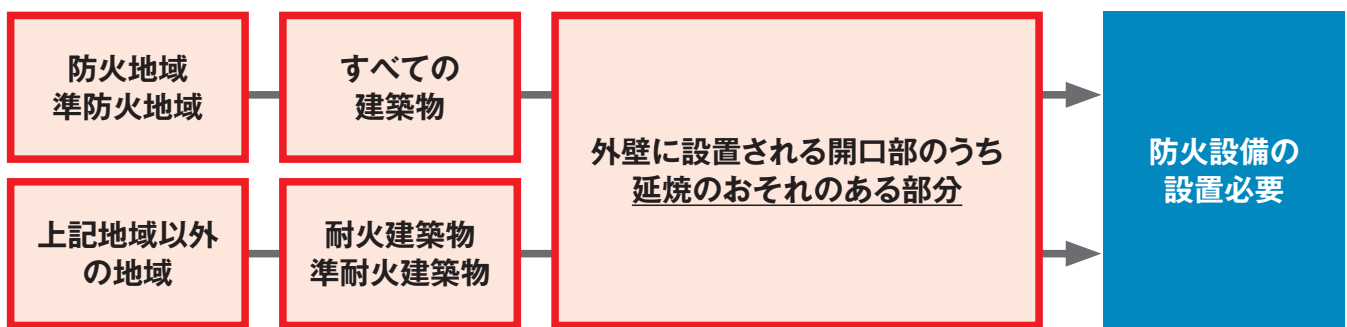
# 2019年4月よりビル用防火設備は、 通則的認定から個別認定になります

(一社)カーテンウォール・防火開口部協会より、2019年3月31日をもってビル防火戸の通則的運用の停止が発信されました。

但し、2019年3月31日までに通則的運用に基づく認定品にてご契約いただいた物件については、通則的運用に基づく認定品をご使用いただけます。(運用切替えについて 参照)

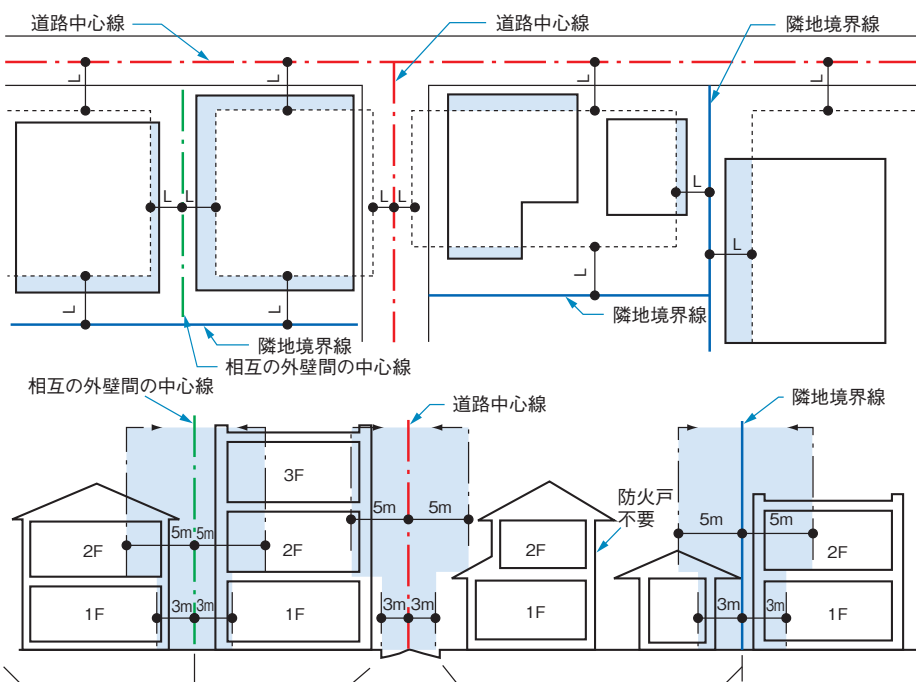
カ・防協発 第1803号

## 防火設備を必要とする部分



防火地域、準防火地域の建築物、それ以外の地域の耐火建築物、準耐火建築物の外壁に設置される開口部のうち『延焼のおそれのある部分』には、防火設備の設置が必要となります。

## 防火設備の設置が必要な『延焼のおそれのある部分』



同一敷地内で延べ面積の合計が500m<sup>2</sup>を超える場合

同一敷地内で延べ面積の合計が500m<sup>2</sup>以内の場合は1棟とみなす

## 防火設備の分類

防火設備は政令で定める技術的基準に適合するもので、①国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの、または、②国土交通大臣の認定を受けたものがあります。

### 遮炎性能に関して、政令で定める技術的基準に適合するもの

#### ① 国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの（仕様規定）

所定の性能を確保できる構造として、建築基準法および同施行令・建設省告示により、構造方法が定められたもの。

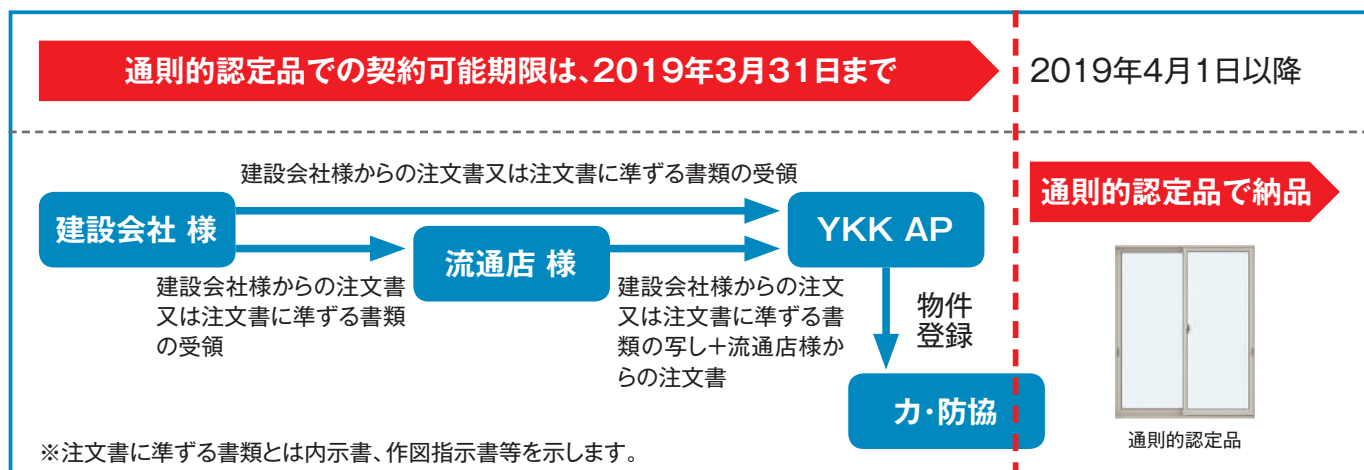
#### ② 国土交通大臣の認定を受けたもの（性能規定）

仕様規定で示されている構造からはずれ、仕様規定と同等性能を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの。「通則的認定品」「個別認定品」は性能規定による大臣認定品です。

認定種	通則的認定品	個別認定品
認定取得者	(一社)カーテンウォール・防火開口部協会	YKK AP(株)(各メーカー)
内容	カ・防協が国土交通大臣から認定された製品(仕様)。各メーカーは、カ・防協から製品仕様の認証を受けて販売	各メーカーが個々のビル商品ごとに公的評価機関で防火試験に合格し、国土交通大臣から認定された製品
認定の流れ	<pre>graph TD; A[国土交通省] -- 大臣認定 --&gt; B[カ・防協]; B -- "製品仕様の審査確認後に認証" --&gt; C[各メーカー];</pre>	<pre>graph TD; A[国土交通省] -- 大臣認定 --&gt; B[各メーカー];</pre> <p>※各メーカーごとに仕様異なります</p>

## 運用切替えについて

2019年3月31日以前に、通則的運用に基づく認定品で契約され、かつ、2019年4月1日以降に納入される物件は、工事名等を登録すれば、通則的認定品にて納品致します。



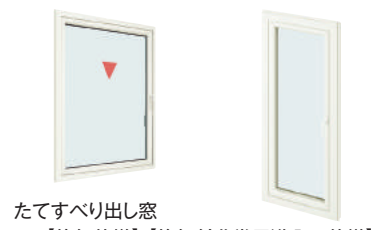
(注) 2019年3月31日までに通則的認定品で契約し、2019年4月1日以降に納品する物件の登録期限は2019年4月30日までとなります。

## 発売予定商品 (2019年4月時点)

### アルミ樹脂複合製防火窓『エピソードNEO-LB防火窓』

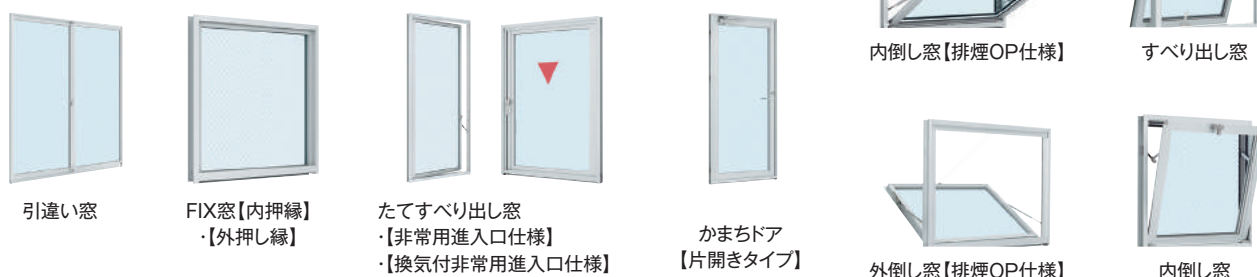


### 樹脂製防火窓『BGE37』

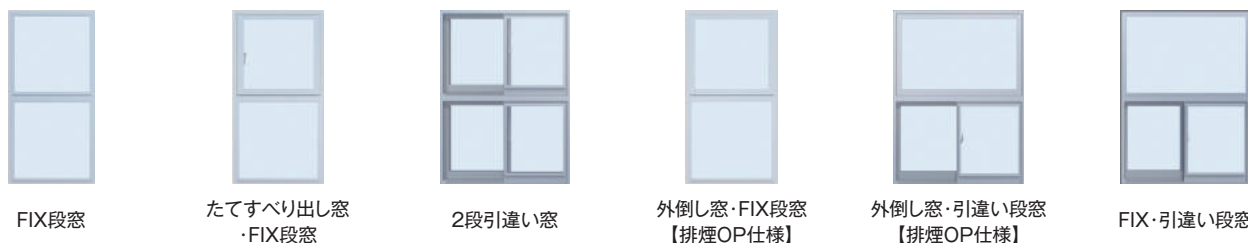


※エピソードNEO-LB防火窓 引違い窓については改装専用枠 (GRAF工法) の設定があります。

### アルミ製防火窓『BGE31』 (複層ガラス仕様・単板ガラス仕様)



### 段窓 (複層ガラス仕様のみ)

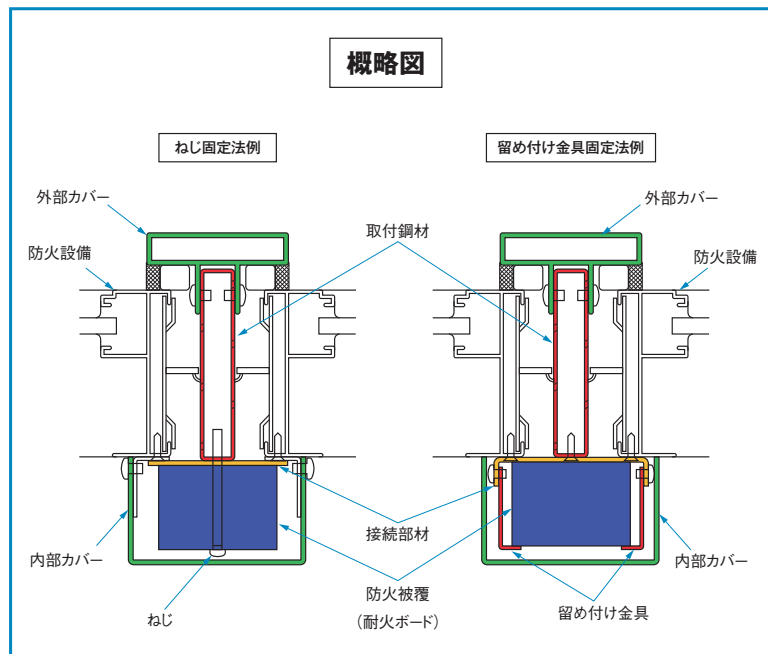


※BGE31については改装専用枠 (GRAF工法・カバー工法) も発売予定です。

## 大臣認定防火設備（個別認定）の連窓納まり

2018年3月15日に国土交通省 住宅局建築指導課長より『国住指第4608号 外壁の開口部に設ける防火設備に係る連結材の取扱いについて（※技術的助言）』が各都道府県建築主務部長宛てに通知されました。

防火設備を水平方向に接続する際には、この連結材を使用することで多連窓が可能になります。



水平方向に連続して防火設備を設ける際は、概略図のような納まりになります。

この連結材は今までのような方立ではなく告知第1399号に規定された耐火ボード35mmを使用したもので、1時間の耐火性能をもった非耐力壁扱いになります。

取付鋼材というスチール材と防火被覆（耐火ボード）で構成された耐火壁に対して、防火戸を固定して水平方向に接続していく方法です。

尚、今まで使用してきたアルミ方立は、個別認定品には使用できません。

国住指第4608号に則した連結材は準備中です。

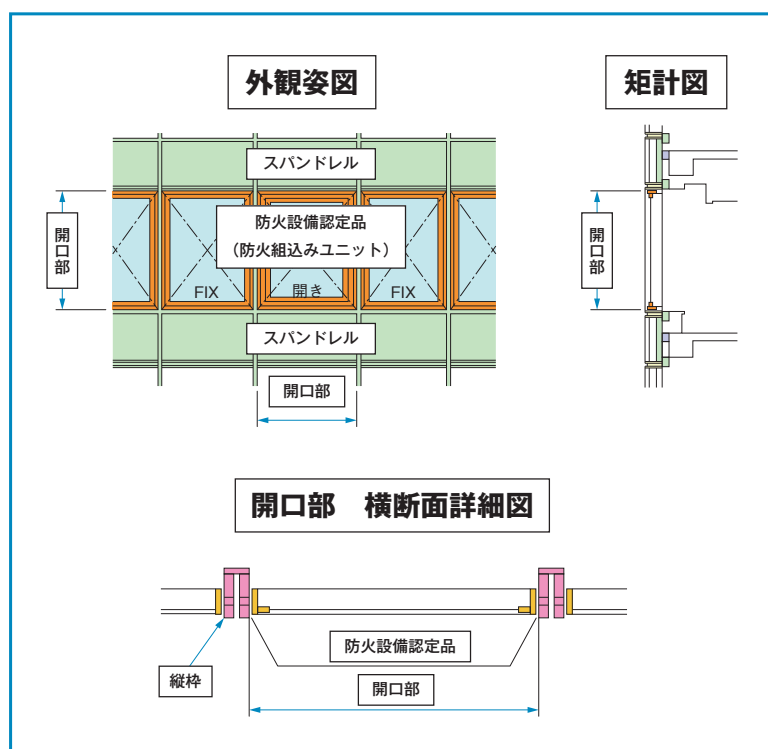
（注1）直線納まりのみ対応可能です

（出隅・入隅・角度納まりは対応できません）

（注2）耐火ボードは室内側設置のみです

## カーテンウォールの防火構造方法について（※技術的助言）

国住指第619号



建築物におけるカーテンウォールについては、外壁及び開口部の規定が適用されます。従って、カーテンウォールのうち、スパンドレル（外壁のうち上下に重なっている二つの窓その他の開口部の間の部分）、柱形（外壁のうち柱状の部分）その他これらに類する部分については外壁に対する技術的基準を適用し、それ以外の部分については開口部に対する技術的基準を適用する。

<具体的な構造方法>

1. 外壁として取り扱われる部分にあたっては、建築基準法 施行令 第107条第2号及び3号の技術的基準に適合するものとする。
2. 開口部として取扱われる部分で延焼のおそれのある部分にあたっては、建築基準法第2条第9号の2に規定する防火設備を用いるものとする。

BGE31個別認定品の防火組込みユニットは準備中です。